

組織共済

組織共済は、各団体(労働組合・従業員会)が一括して加入する制度です。

各労働組合・従業員会に所属の方は、すでに組織共済に加入しています。

下記の事由があれば、申請してください。

また、基幹職やパートの方も、団体が認めて、組織共済の掛け金(年間4,200円)を納めれば加入できます。

そして、個人共済にも加入できます。

掛け金の支払い

- 各団体が毎年2回、組合費(団体の会費)より一括で納めています。(基幹職・パートの方は年間一括で個人払い)

加入資格

- 組合員・従業員会会員は特に手続きをしなくても団体一括で加入しています。

給付を受けるには

- 事由が発生したら申請書に記入の上、証明書(診断書等)と一緒に各団体(労働組合・従業員会)に提出してください。
- ワークフローからも申請できます。

1口の月額掛金 350円

給付事由		給付基準	給付金額
祝金	結婚	組織加入者が結婚した場合	20,000円
	出生	組織加入者に子供が出生した場合	10,000円
	水晶婚	組織加入者が結婚後15年たった場合	10,000円
	銀婚	組織加入者が結婚後25年たった場合	10,000円
弔慰金	本人死亡	組織加入者が死亡した場合	100,000円
	配偶者死亡	内縁(同居)を含む	50,000円
	子供死亡	養子・死産を含む	20,000円
	親死亡	本人・配偶者の親	10,000円
	兄弟姉妹死亡	本人の兄弟姉妹	10,000円
	祖父母死亡	祖父母(同居のみ)	10,000円
入院・休業通院見舞金	病气入院	1日目より	1共済期間で180日を限度とし、通算900日を限度 日額 1,200円
	ケガ入院	1日目より	
	病气休業通院	連続10日以上	1共済期間で90日を限度とし、通算450日を限度 日額 600円
	ケガ休業通院	連続 3日以上	
退職金別金		組織加入者が定年により退職した場合	10,000円
		共済に加入し5年以上経過して退職した場合	10,000円
火災等見舞金		地震を除く火災・風水害による見舞金	別に定める基準によりその都度決定

注1:労働組合および従業員会活動中の補償は扶助規定に基づく支給によって対処するものとし、上記の弔慰金、入院・休業通院見舞金の併給はしない。

注2:本人および配偶者死亡の場合、給付金の他に花輪または生花を用意する。

みんなで作るみんなの安心



荏原グループ生活共済会

加入のご案内 2027



「荏原共済」は荏原で働く仲間が知恵を出し合って作った、助け合いの制度です。

営利目的ではなく給付重視で運営しています。

運営もみんなの力でやる。それが私たちの荏原共済です。

荏原グループ生活共済会 (略称: 荏原共済)

- 荏原合同労働組合
- 荏原フィールドテック労働組合
- 荏原電産従業員会
- 荏原風力機械労働組合
- 荏原冷熱システム従業員会
- 水ing 互助会

2026年10月1日現在

〒144-8510 東京都大田区羽田旭町11-1

TEL 050-3416-3457

Eメール
アドレス

info.kyosai@ebaracom

HP
アドレス

http://www.ebarakyosai.jp/